目 次

第 1	章	٦	-			. —																													
	1		適均	刀な	指	導	<i>ත</i> ?	在	り	方	等	に	つ	い	て	の	検	討	の	背															
	2	2	発生	Ėι	た	不	適·	切	な	行	為	事	案	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	2	
第2	章	事																																	
	1		教耶																																
	2	2	教耶																																
	3	3	組約			•	_																												
	2	ŀ	保証	隻者	ځ	の	関	わ	IJ	に	関	す	る	こ	٢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	4	
第3	章	遃	切な	ょ指	導	ග	在	り:	方	等	に	関	す	る	提	言																			
	1		教耶	銭員	に	関	す	る:	提	言																									
		(1) [3	章が	い	の	あ	る.	児	童	生	徒	^	の	人	権	意	識	を	高	め	る	こ	ح	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	5	
		(2) ‡	寺別	支	援	教	育	の	専	門	性	の	向	上	を	义	る	こ	ح	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	5	
		(3) [「	性	の	あ	る	教	職	員	を	配	置	す	る	こ	ح	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	5	
	2	2	教耶	銭員	間	12	関:	す	る	提	言																								
		(1) -	-人	で	抱	え:	込	ま	ず	に	相	談	で	き	る	風	土	を	つ	<	る	こ	ح	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	6	
		(2) 清	宇	な	引	継	ぎ	に	ょ	IJ	切	れ	目	の	な	い	支	援	を	行	う	こ	ح	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	6	
		(3) 糸	圣験	の	浅	い	教]	職	員	を	適	切	な	0	J	Т	に	ょ	IJ	支	え	る	こ	ع	•	•	•	•	•	•	•	Р	6	
		(4	را (1童	生	徒	יס	情	報	共	有	ゃ	教	材	研	究	の	時	間	を	確	保	す	る	こ	ع	•	•	•	•		•	Р	6	
	3	3	組約	銭に	関	す	る:	提	言																										
		(1	را (き	生	徒·	や	保	蒦	者	に	組	織	ع	し	て	関	わ	る	٦	ع	•			•		•		•				Р	7	
		(2) 糸	且織	ع	<u>ل</u>	て	機	能	す	る	報	告	連	絡	体	制	を	構	築	す	る	ے	ع									Р	7	
		(3) 袨	复数	の	視	点:	で	確	認	し	合	う	体	制	を	徹	底	す	る	ے	ع											Р	7	
		(4) [目係	機	関	ا ط	<u>က</u> ·	_	層	の	連	携	を	巡	る	٦	ع															Р	7	
) 🚊																																
			保証																																
) 化			-	-	-									1[7	愭	を	玾	解	す	る	ے	ىل								Р	8	
) 化																																
) ;																																
		()	, ,	` '		,,,				`	,,,			,,		٠,1		•	אנו	12	н ,		~_	פענ	ے	بصر	v						•	Ŭ	
参考	資米	斗																																	
	熊才	-	立华	寺別	支	援:	学	校	に	お	け	る	適	切	な	指	導	の	在	IJ	方	等	検	討	委	員	会								
																																	Р	1	0
	委員	名	簿																														Р	1	1
	設置委員会調	美の	経〕	图•																													Р	1	1

第1章 これまでの経緯

1 適切な指導の在り方等についての検討の背景

令和元年度、本県立特別支援学校において、教職員による児童生徒に対する不適切な行為を伴う指導(以下、不適切な行為という)事案が、複数件発生した。

自らの意思を表現することが不得意で特別な支援を必要な児童生徒に対する不適切な行為は、児童生徒の心身に深く傷を残すとともに、その後の成長発達に大きな影響を与えるものであり、決して許されるものではない。

特別支援学校は、児童生徒の可能性を引き出し、輝かせる教育を推進するとともに、社会に発信していく拠点である。また、同校で携わる教職員は、こうした児童生徒の状況を把握し、見守り、気付くことができる専門性を有しておくべきである。

全ての特別支援学校において、適切な指導が行われ、児童生徒が安心して学校に通うことができるようにするために、県教育委員会では、令和元年11月12日に「熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会」を立ち上げ、再発防止や適切な指導に関する提言の依頼を受けた。

今般、その結果をとりまとめ、県教育委員会に提言し、児童生徒にとって安心して 充実した学びができる学校づくりに資するものである。

2 発生した不適切な行為事案

事案1	令和元年(2019年)7月頃、特別な支援を要する生徒に対し、指導中に座ろうと
20代男性	した同生徒の椅子を引いて転ばせ、生徒は腰や尻を強打した。
(講師)	また、同年10月9日、同生徒が当該講師の頭を叩いてきたので、やめさせようとし
	て「こら」と言いながら股間を握るような形で下から上に押し上げ、生徒を痛みで倒れ
	込ませた。
	この他に同生徒に対し、6件の体罰及び不適切な指導を行った。
事案2	平成30年度に担当した生徒の活動場所の移動や着替え、掃除等の場面で、座り込む
30代女性	あるいは 横になるなどの様子に対し、強い口調や無理やり身体を抱え上げるなど、生
(教諭)	徒のペースや気持ちに寄り添わない対応を1学期から繰り返し行った。
	同年12月、生徒がマラソン大会の練習をしたがらなかったため、当該生徒に対して
	強い言葉かけを伴いながら体を引き上げる、背中を小突くように押して走らせるなどの
	指導を繰り返し行った。その間、当該生徒に登校しぶりが見られたことから、保護者か
	ら体育の授業について見学の申し入れがあったが、当該教諭は、その後も無理やり体育
	に参加させていた。
	また、平成31年2月26日に、当該生徒を無理やり昇降口や体育館へ連れて行くと
	いう指導を行った。
	当該生徒は同年3月はじめから年度末まで不登校となった。加えて、今までできてい
	た食事や着替え、トイレなど生活全般に全面的な介助が必要になり、主治医より心的外
	傷後ストレス障害、転換ヒステリーと診断され、現在も入院治療中である。

第2章 事案が起こった背景・要因に関する整理

今回の不適切な行為事案において発生した事実とその背景・要因を分析するに当たり、「教職員に関すること」「教職員間に関すること」「組織に関すること」「保護者との関係に関すること」の4つの観点で分析した。

1 教職員に関すること

・ 教職員に因うること	
発生した事実	背景・要因等
〇教職員の意図したよう	〇児童生徒の様子や障がい特性の理解や把握が十分で
な活動ができない児童	はない。
生徒に対して、不適切な	〇教職員としての指導観、児童生徒観が十分でない。
指導を行った。	○障がい者に対する虐待や人権に係る認識が不足して
	いる。
〇児童生徒との普段の関	〇威圧的な指導など誤った指導方法により児童生徒へ
わりの中でも不適切な	の指示が通った経験から、そうした指導を継続して
指導を行っていた。	いる場合がある。
	〇児童生徒の心情を、表情など表面的に見えるものだ
	けで判断している。
	〇若く経験の浅い教職員は、自身の指導方法に自信が
	ない場合も多い。

2 教職員間に関すること

2 叙戦貝間に関すること	
発生した事実	背景・要因等
〇不適切な指導に対して、	〇不適切な指導に対して注意を受けたが、どうすれば
同じ学級の別の担任か	適切な対応となるのか理解するに至らなかった。
ら注意を受けていたに	○教職員間で、お互いの指導に関心を持ち、より良い支
も関わらず、別種の不適	援の協議を行うことが十分ではなかった。
切な指導に及んだ。	〇校内の専門性の高い同僚の良い実践モデルから学ぶ
	ことが少なくなっている。
	〇特別支援学校では、学習効果が高い場合に、担当を決
	めて、個別に指導を行う場面があるが、教職員間でお
	互いの指導が見えにくい状況がある。
〇不適切な指導場面を見	〇指導の問題性についての認識が分かれていた。
た職員は多数いたが、指	〇児童生徒の指導支援について学級や学部などで話す
導への指摘には至らな	時間や機会が少ない。
かった。	

3 組織に関すること

発生した事実	背景・要因等
〇指導方法等に関する検	〇児童生徒の支援に関する校内ケース会議、支援会議
討がなされなかった。	が十分ではなかった。
	○学校現場には、「教職員は、一人で何とか対応しなけ
	ればならない。」という風土がある。
〇別の担任や学部主事等	〇教職員個人の感覚で判断し、管理職へ報告しなくて
が事実を把握したが、管	いいと考えてしまうなど、報告することとしないこ
理職への報告がなかっ	との基準が統一されていない。
た。	
〇連絡体制が機能しなか	
った。	
〇事実を把握した後に、管	○管理職による日頃からの校内巡視による状況把握や
理職は直接指導を行わ	教職員に対しての声かけ、アプローチが少ない。
ず、その後の経過を把握	○管理職による日常的な教職員への指導や連絡体制徹
しなかった。	底が不足している。
〇児童生徒の特性等につ	○情報を記載した個別の教育支援計画等による引継ぎ
いて、前年度からの引継	は行われていたが、引継ぎの重要性に関する認識が
ぎが十分に行われてい	薄く、指導に反映されなかった。
なかった。	

4 保護者との関わりに関すること

発生した事実	背景・要因等
〇コミュニケーションを	〇保護者との連携について、各教職員の力量に任せて
十分行っていなかった。	いるところがある。
	〇保護者と子供の成長や教育について話し合ったり、
	取組の優先順位を共有したりするなどの関わりが十
	分でない。
	〇学校での日頃の指導状況を保護者に十分伝え切れて
	いない。
〇保護者への連絡や説明	〇有事の際には、連絡帳や電話、メール等で済ませず、
が遅れたり、行わなかっ	家庭訪問するなど直接保護者と話すことが大切であ
たりした。	るという意識が低い。
〇保護者の意見や意向を	〇保護者の置かれた状況や心情に寄り添い、ともに育
受け入れることが少な	てようとする姿勢が不足している。
かった。	

現在、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、誰もが相 互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、人権や人間の多様性の尊重等に取 り組んでいる。

今回、こうした障がい理解や多様性の尊重等を率先して進めていくことが求められる 特別支援学校において不適切な行為事案が発生したことは誠に遺憾であり、検討委員会 において改善・再発防止策について協議した結果を以下の提言としてまとめた。

1 教職員に関する提言

(1) 障がいのある児童生徒への人権意識を高めること

特別支援学校で学ぶ児童生徒は、障がいを理由とする不当な扱いなどに対して、 自分の思いを周囲に伝えることが難しい場合や、特に知的障がいにおいては不当な 扱いを受けたこと自体に気付きにくい場合もある。

教職員は、そのような障がいによる困難を理解し、教育に当たってはいかなる時も、児童生徒の思いをしっかりと受け止め、引き出し、時には代弁して周囲に理解を求める存在でなければならない。そのために、教職員は、障がい者の権利擁護や、障がいを理由とする差別解消等に係る研修により、常に自らの指導の在り方を見直すとともに、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するための人権意識の向上を図ること。

(2) 特別支援教育の専門性の向上を図ること

特別支援学校の児童生徒が年々増加し、障がいの重度・重複化、多様化に伴い、教職員にはより高い専門性が求められている。特に、障がいのとらえ方に当たっては疾病等に基づくマイナス面のみに目を向けることなく、障がいによる学習上又は生活上の困難を的確に捉えるとともに、児童生徒が現在できていることや、指導すればできること、環境を整えればできることなどに目を向け、指導に当たるべきである。障がいの状態や発達段階、学びの履歴等は、児童生徒一人一人によって実に様々であり、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の情報だけでなく、児童生徒の実際の活動状況や変化を見極め、指導に反映させたり、保護者や他の指導者等関係者と共通理解の上指導を行ったりと、求められる専門性は多岐に渡る。

教職員は、児童生徒の確かな成長を的確に評価するとともに、自身の指導を振り返り実践的指導力向上のため不断の研鑽を行うこと。加えて、各学校や教育委員会は、研修体制を整えること。

(3) 専門性のある教職員を配置すること

新たな特別支援学校の開校に伴い、今後、更に教職員の採用が必要となっている。 特別支援学校は、高等学校等と比較して臨時採用の講師の割合が高い現状にあり、 専門性の担保が課題である。

教育委員会においては、教員採用試験で、人物評価等を経て採用された本採の教職員を増やすべきである。また、定年で退職する教職員は、経験が豊かで専門性が高いことから、そうした教職員の再雇用を積極的に行うべきである。再雇用に当たっては、当該教職員が働きやすい柔軟な勤務条件見直しを行うなどして雇用拡大を図ること。

2 教職員間に関する提言

(1) 一人で抱え込まずに相談できる風土をつくること

特別支援学校では、少人数制で個別性の高い指導が行われる。教職員は、集団学習など指導形態によっては他の教職員と連携しながら指導に当たるものの、基本的には、担当する児童生徒に対して指導目標を設定し、学習評価まで責任を持って指導に当たる。こうした背景のために、他の教職員の指導に対して目が向かなかったり、仮にその指導に課題があると疑問に思っていても指摘しなかったりする場合が見受けられる。また、自身の指導に悩んでいても、一人で解決しなければと抱え込むようなことも少なくない。このような状況においては、一つの学級で担任間の共通理解が図られず学級運営や児童生徒の成長に支障をきたすことも考えられる。

障がいのある児童生徒の指導支援に当たっては、組織的で多角的な取組みが必要であることを全教職員が認識し、日常的に、教職員間の話し合いの機会を設けることが必要である。毎日、短時間ミーティングの時間を設定するなどして、お互いに、「困っているんだよね。どうしようか。」と困りごとを相談し合ったり、「こうしたらどうか。ああしたらどうか。」と意見や様々な課題への改善策を出し合ったりすることができる風土をつくること。

(2) 着実な引継ぎにより切れ目のない支援を行うこと

特別支援学校では、全ての児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し教育に当たっている。

個別の教育支援計画等には、障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮や 指導上の配慮等を明記し、引き継ぐこととなっているが、今回の事案においては引 継ぎが不十分であったことも大きな原因のひとつと考えられる。

個別の教育支援計画等については、作成することのみに終始せず、見直しによる 支援充実が図られているか、支援者が変わった際に着実に引継ぎがなされているか 学校においては点検を行い、切れ目のない支援を行うこと。

また、個別の教育支援計画等の作成・活用・引継ぎを通して、一人一人の児童生徒の確かな学びを実現し、それを継続していくことが子供たちの人権を守ることにつながるということを再認識すること。

(3) 経験の浅い教職員を適切なOJTにより支えること

特別支援学校の勤務経験の浅い教職員にとって、障がいのある児童生徒一人一人の異なる実態に応じて適切な指導を行うことは容易なことではない。専門性等の向上だけではなく、成長期にある児童生徒の実態の様々な変化を的確に把握しながら指導の在り方を常に見直すことが重要である。

学校には、豊かな指導経験を持つ管理職やベテラン教員、特別支援教育コーディネーターがいる。各学校は、こうした経験豊かな教員の知見を生かし、経験の浅い教職員の指導と児童生徒の様々な変化との関係を見極めるなど、適切なOJTを行うことにより、人材育成を行うこと。

(4) 児童生徒の情報共有や授業準備の時間を確保すること

学校では、新たな課題対応のため教職員が担う業務が増大しており、本来費やすべき児童生徒の情報共有や授業準備の時間が圧迫されている。児童生徒の情報共有等は、一人一人の実態が異なる特別支援学校においてはとりわけ重要であり、教員

が心にゆとりを持ち、児童生徒とじっくり向き合うために必要である。

学校においては、業務や会議、研究等の在り方を見直し、児童生徒の情報共有等の時間を十分確保すること。

3 組織に関する提言

(1) 児童生徒や保護者に組織として関わること

障がいのある児童生徒の指導支援に当たっては、組織的で多角的な取組が必要である。しかしながら、児童生徒の指導支援が一人の教職員に任せきりになったり、 周囲の教職員との意見交換が行われても指導支援の見直しが図られなかったりして、 組織的な対応につながらない場合がある。

不適切な行為事案は、当該教職員のみに責任を帰するものではなく、学校組織の課題として捉えるべきである。担任をはじめ児童生徒を支える全教職員がそれぞれの役割と責任を果たし、一人の児童生徒を学校全体で育む視点を持って連携体制を見直すこと。

(2)組織として機能する報告連絡体制を構築すること

今回の事案では、別の担任や学部主事等の教職員が、不適切と思われる行為があった事実や児童生徒の変化等を把握していたものの、重大な事案であるとの課題認識が不足し、管理職への報告が行われなかった例があった。また、報告はなされたが、管理職がその後の対応に関して進捗管理が不十分であったため、組織として機能しなかった例もあった。

全ての教職員は、不適切な行為が学校として重大な問題であることをしっかりと認識すること。また、学校においては、組織対応のため報告連絡に関する基準を改めて確認するとともに、児童生徒のSOSを教職員が把握した際には、その重要性、緊急性に鑑み、素早く、躊躇なく、直接管理職に報告できる仕組みも予め構築すること。

(3) 複数の視点で確認し合う体制を徹底すること

障がいのある児童生徒の指導支援には、組織的で多角的な取組が必要であり、そのために、教職員が指導上の悩みについて一人で抱え込むことがない体制づくりが 重要である。

適切な指導や引継ぎのため作成する個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に当たっては、児童生徒や保護者の参画を得るようにするとともに関係の教職員が、児童生徒にとって適切な指導計画となっているか、また、児童生徒が授業内容が分かり学習活動に参加し、生きる力を身に付けていくことができているか複数の視点で確認し合う体制を徹底すること。

(4)関係機関との一層の連携を図ること

障がいのある児童生徒の教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させるために、保護者はもとより医療、保健、福祉、労働等の関係機関との適切な連携が重要である。また、近年では、非行防止や犯罪被害防止等の学校だけでは対応が難しい事案もあるため、スクールサポーターとの連携も必要となっている。それぞれの機関や教職員により考え方や対応が異なっていたりすると、児童生徒の教育的ニーズについての誤解が生じたり、適切な教育を十分に享受

することができず、結果として児童生徒の学習する権利を奪うことになりかねない。 個別の教育支援計画の作成時はもとより、必要に応じ、関係機関を交えた支援者 ミーティングを行うなどして、適切な指導に係る様々な知恵や経験を共有し、指導 に生かすこと。

(5) 学校支援に当たる専門家を派遣すること

障がいのある児童生徒の教育に関する豊かな経験や高い専門性を持つ特別支援学校長及びベテラン教職員の知見は、大変貴重である。大量退職時代において、多くの児童生徒の成長や教職員のマネジメントに当たったその経験を伝承してもらうことが重要である。また、教職員が自身の教育的対応を一般社会の基準や価値観と照らし合わせることが必要であり、対応によっては人権に係る問題や不法行為における刑事罰や損害賠償に発展する可能性を含んでいることを、法律の専門家等から学ぶことも必要である。

このような退職した教職員を学校支援に当たる専門家として雇用し、各校に派遣指導を行う仕組みを作るとともに、必要に応じ、法律の専門的見地から学校に助言するスクールロイヤーの活用を図ること。

4 保護者との関わりに関する提言

(1) 保護者の置かれた状態や考え・心情を理解すること

学校と保護者との連携については、まずは担任である教職員による日頃からのコミュニケーションが重要だが、教職員の力量によってはコミュニケーションが十分図られず信頼関係の構築に至っていない場合がある。

保護者の多くは、我が子に障がいがあると判断され、そのことが初めて伝えられたとき、大きな動揺を抱く。保護者によっては、障がいの理解にかなりの時間を要する場合もあり、一人一人の保護者の心理状態をよく理解した上できめ細やかな対応が望まれる。教育に当たっては、このような保護者の心情や児童生徒の現在までの治療・療育歴、教育歴、育児等の経過についての共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築くこと。

教職員は、児童生徒のケース会議や個別の教育支援計画作成時をはじめ日常的に、 保護者との関わりの時間をつくり、一人一人の考えや心情等を理解すること。

(2) 保護者の相談窓口を設置すること

保護者は様々な疑問や相談がある場合、日常的には担任である教職員が対応したり、必要に応じて学部主事が対応したりする。しかしながら、保護者によっては仕事など家庭の都合により、学校との距離感を感じてなかなか相談しづらい場合がある。また、担任である教職員以外に相談したい場合において、管理職ではハードルが高く相談できにくい実情もある。

各学校では、地域の学校等に対して特別支援教育に関する相談対応や助言を行っている特別支援教育コーディネーターが指名されており、同コーディネーターなど第三者の教職員等による相談窓口を設置すること。

(3) スクールソーシャルワーカー等との積極的な連携を図ること

今回の事案をはじめ保護者との連携に係る課題は複雑化しており、学校だけでは解決が難しい事案も少なくない。

現在、県立学校には第三者の立場から専門的な介入を行うスクールソーシャルワーカーの配置が行われており、特別支援学校においても必要に応じて活用できる制度となっている。また、地域には療育相談員等の福祉の立場から相談に当たる職員も配置されている。これらの地域の専門家や福祉、警察等の専門機関と積極的に連携を図ること。

- 〇「熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会」 設置要項 (趣旨)
 - 第1条 この要項は、「熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会」の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 以下の各号に掲げる事項を行うため、熊本県立特別支援学校における適切 な指導の在り方等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 - (1) 熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方についての提言
 - (2) 熊本県立特別支援学校における適切な指導を確保するために必要な、学校の 組織体制についての提言
 - (3) 熊本県立特別支援学校における適切な指導を確保するために必要な、県教育 委員会による支援についての提言

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5名以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2)特別支援学校保護者代表等
- (3)特別支援学校長等
- (4) その他特別支援教育に関する知識や経験を有する者
- 3 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を主催する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱日から令和3年(2021年)3月31日までとする。 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、関係者に出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育庁県立学校教育局特別支援教育課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めることのほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- この要項は、令和元年(2019年)11月12日から施行する。
- この要項は、令和2年(2020年)7月14日から施行する。

〇熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会 委員名簿

	区分	氏名	所属 役職	備考		
1	学識経験者	干川 隆	熊本大学大学院教育学研究科 特別支援教育講座 教授			
2	特別支援学校保護者代表	宮村 勇一郎	令和元年度熊本県特別支援学 校PTA連合会 会長			
3	特別支援学校長	中島御	令和元年度特別支援学校長会 前会長(特別支援学校マネジメ ントアドバイザー)			
4	特別支援教育に関する知	黒田信子	熊本県社会福祉士会 会長	第1回検討委 員会委員		
5	識や経験を有する者	金和 史岐子	社会福祉法人玉医会 統括施設長	第2回検討委 員会から委嘱		

〇熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会 会議の経過

第1回会議 令和元年12月6日

- ・発生した不適切な指導事案(事案1)について、県教育委員会事務局からの説明
- ・改善に向けての検討

第2回会議 令和2年8月7日

- ・発生した不適切な指導事案(事案2)について、県教育委員会事務局からの説明
- ・改善・再発防止策の検討

第3回会議 令和2年10月19日

- ・提言書(案)について、県教育委員会事務局からの説明
- ・提言書(案)について協議

県教育委員会への提言 令和2年10月30日

委員長から県教育委員会教育長へ提言書を手交